

CYCLE

消費者運動ニュース No.1181 2023年 3月25日

発行所 全大阪消費者団体連絡会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目1番19-430
TEL.06-6941-3745 FAX.06-6941-5699
https://hb8.seikyone.jp/home/o-shoudanren/

発行人 全大阪消費者団体連絡会

印刷 株式会社 耕文社

個人購読料 年間5,000円(送料込み・消費税別)

購読料送金先 (口座名・全大阪消費者団体連絡会)

郵便振替口座 00900-9-8320

三井住友銀行天満橋支店 普通預金口座 0969062

近畿労働金庫大阪中央支店 普通預金口座 1161622

消費者被害なくす特定商取引法改正を

3月18日、大阪弁護士会と不招請勧誘規制を求め関西連絡会(大阪消団連も参加)が「特定商取引法5年後見直しシンポジウム」を開いた。



シンポジウムには126人が参加。最近の被害事例が具体的に報告された後、大阪弁護士会より以下の項目を含む法改正が提案された。

- ① 訪問販売お断りステッカーを貼り出して拒絶の意志を表示している消費者への訪問勧誘禁止
- ② 消費者が電話勧誘を事前に拒否できる登録制度の導入
- ③ 訪問販売・電話勧誘販売事業者の国・自治体への登録制度の導入
- ④ SNS等による勧誘に対するクーリングオフと不実告知への取消権を創設、悪質な勧誘行為を禁止
- ⑤ ネット通販の解約を申込時と同様の方法で申出可能とし、迅速・適切な対応を義務化
- ⑥ ネット通販の継続的契約に中途解約権を保障、解約料に上限規制
- ⑦ SNS事業者やプラットフォームに対する相手方事業者情報の開示請求制度
- ⑧ マルチ取引に国の事前審査を導入
- ⑨ 22歳以下の消費者とのマルチ取引を禁止
- ⑩ 先に投資契約や支払いのための借入契約をしている消費者とのマルチ取引を禁止

運動と世論で法改正の実現を

特定商取引法の対象となる取引は、2022年度の全国の消費生活相談の55%を占める。消費者被害をなくしていくためには、2016年改正時の附則に定められた5年後見直し規定に基づいて特定商取引法の再改正を行い、悪質商法を退場させることが効果的で、不可欠でもある。大阪府議会、大阪市議会、兵庫県議会などで法改正を求める意見書が既に採択されている。

しかし、残念ながら、現時点では消費者庁での法改正に向けた動きが見られない。大阪でも全国でも法改正を求める運動と世論を盛り上げ、消費者庁を動かしていく必要がある。

インターネットでアンケート・署名実施中

大阪消団連も参加する特商法の抜本改正を求める全国連絡会では、2月にwebサイト (<https://xs163245.xsrv.jp/oyobidenai-net/>) を開設し、アンケート調査と署名をスタートした。右の2次元コードからwebフォームが開く。幅広い消費者にこの問題を知らせ、関心を持ってもらうため、多くの方に参加いただくことを呼びかける。



| | |
|------|--------------------------|
| 主な内容 | 消費者被害なくす特商法の改正を……………1 |
| | 学習会「みんなで支える日本のコメ作り」……2~3 |
| | 大阪府知事選挙候補者アンケート……………4~11 |
| | ニュースピックアップ……………12 |